

番号	振興 関係 地域 局名	河海 川岸 名名	左右 岸の 名	位 置	管 理 者	備蓄主要資器材（在庫数量）							
						俵 か ま	む し ろ う	土 の う	な わ 玉	杭 木	ツ ス ル コ ッ プ ハ シ	鋸 鎌	掛 矢 蛸 槌
9	始良・伊佐	網掛川	左	加治木町諏訪町	始良・伊佐地域振興局建設部長	1,600	20	68	26	28	4	3	針金50kg,ロープ 23巻 ビニールシート5枚, ホール25,三角コーン20 ライフジャケット(LL1,フリー 1),スコッチコーン6, コーンペース6, スーパー土のう袋1 (200枚入)
10	〃	川内川	左	湧水町米永	〃	4,000	12	200	10	2	1	3	オイル吸着剤 6箱 ゴムポート 1
11	伊佐市 駐在	川内川		伊佐市大口里	〃	2,000		200	20	4	5		ビニールシート 3枚 トラロープ 15巻, 山鋏 2 なた 2,針金 10kg, ペンチ 2 ライフジャケット 2(LL1, フリー 1) オイル吸着剤 6 オイルフェンス 2箱
12	大隅	肝属川	右	鹿屋市打馬	大隅地域振興局建設部長	1,800	30	450	40				ビニールシート 5枚 ロープ 500m フェープライト 40m
13	〃	堂之元 川	右	錦江町馬場	〃	2,000		229	60		5	2	トラロープ 12 カズメ 2,山鋏 6 なた 4,ジョレン 8 てみ 16
14	曾於市 駐在	前川	右	曾於市大隅町岩 川	大隅地域振興局建設部長	3,000	15	50	6	13	3		ビニールシート 2枚 ロープ 600m 工事灯 50 山鋏 5,1 輪車 3
15	熊毛	甲女川		西之表市西之表 中目	熊毛支庁建設部長	400	0	95	9	3			ビニールシート 6枚,鉋 2, ハンマー 1,たこづち 1, トラロープ 300m, 1 輪 車 4, 山鋏 2
16	屋久島	安房川	左	屋久島町安房	屋久島事務所建設課長	400	8	35	12	2	2	1	ビニールシート 15枚 トラロープ 1,300m 山鋏 3,なた 6 片手造林 3,ハンマー 2, レイク 2
17	大島	—		奄美市名瀬矢之 脇町	大島支庁建設部長	1,300	7	107	20	11	10		ビニールシート 5枚 1 輪車 1
18	瀬戸内	—		瀬戸内町古仁屋	瀬戸内事務所建設課長	400	5	15	25	2		1	ビニールシート 5枚 トラロープ 6巻 電工ドラム 1個 ハンマー 3, 鋏 2 げんのう 2本 釘 50本

番号	振興 関係 地域 名	海 川 名	左 右 岸 の 名	位 置	管 理 者	備蓄主要資器材（在庫数量）							そ の 他
						俵 か ま	む し の ろ う	な わ 玉	杭 木	ツ ス ル コ ッ プ ハ シ プ	鋸 鎌	掛 矢 蝟 槌	
19	徳之島	一		徳之島町亀津	徳之島事務 所建設課長	2500	20	215	15	10	5		ビニールシート10枚 トラロープ 1,500m 山鋏5, 斧6 なた5, ペンチ 5, 鉄線1
20	沖永 良部				沖永良部 事務所建設 課長	300		37	11	2			ビニールシート3枚 トラロープ 100m 山鋏1 鉄ハンマー 1

鹿児島県水防協議会条例（昭和24年鹿児島県条例第48号）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第8条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、鹿児島県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2条 協議会は、会長1人及び委員15人以内で組織する。

第3条 会長は協議会を代表し、及び会務を総理する。

会長に事故あるとき又は欠けたときは、その指名する委員がその職務を代理する。

第4条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるとき又は欠けたときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

第5条 関係行政機関の職員たる委員及び関係団体の代表者たる委員の任期は、当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

知事において、特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においても、これを免じ又は解嘱することができる。

第6条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第7条 協議会は委員の3分の1以上が出席するのでなければ会議を開くことができない。

協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 協議会に、幹事及び書記各々若干名を置き会長が命じ又は委嘱する。

幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第9条 会長、委員に対しては、別に定めるところにより、費用弁償を支給することができる。

第10条 前各条に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長がこれを定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和24年8月3日から適用する。

附 則（平成12年3月28日条例第64号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第31号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

鹿児島県水防協議会委員名簿

(令和8年4月1日現在)

職名	役職名	氏名
会長	鹿児島県知事	塩田 康一
オブザーバー	国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長	平田 遼
委員	国土交通省九州地方整備局川内河川事務所長	原田 隆二
〃	鹿児島県議会議員	中村 素子
〃	鹿児島県市長会会長	本坊 輝雄
〃	鹿児島地方気象台長	相澤 幸治
〃	日本放送協会鹿児島放送局長	藤 森 一
〃	N T T西日本株式会社鹿児島支店長	瓜生 昌史
〃	陸上自衛隊第12普通科連隊長	真坂 智史
〃	海上自衛隊第一航空群司令	赤岩 英明
〃	鹿児島県警察本部長	岩 瀬 聡
〃	公益社団法人鹿児島県看護協会会長	八田 冷子
〃	伊佐市消防団女性分団分団長	畑中 香子
〃	鹿児島県認知症グループホーム連絡協議会理事長	古城 順子
〃	公益財団法人日本電信電話ユーザ協会契約講師(有)カルチャーコネクション相談役	山野 真理
〃	一般財団法人鹿児島県消防協会書記	山路 さより
〃	特定非営利活動法人鹿児島県地域女性団体連絡協議会会長	大迫 茂子
	会長 1名	
	委員 15名	

※委員の任期

- ・関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員の任期は、当該職にある期間
- ・その他の委員は2年

鹿児島県水防協議会幹事名簿

(令和8年4月1日現在)

職名	役 職 名	氏 名
幹事	土木部次長(兼)港湾対策審議監	内 村 幸 二
〃	土木部次長(兼)県土強靱化対策監	佐 多 悦 成
〃	国土交通省九州地方整備局 鹿児島国道事務所副所長	古 賀 尚 永
〃	国土交通省九州地方整備局 鶴田ダム管理所専門調査官	長 友 幸 一
〃	鹿児島県土木部監理課長	増 田 成 美
〃	鹿児島県土木部参事(兼)河川課長	福 永 和 久
〃	鹿児島県土木部道路建設課長	上 室 健
〃	鹿児島県土木部道路維持課長	下 馬 場 健 一
〃	鹿児島県土木部参事(兼)砂防課長	永 野 正 千
〃	鹿児島県土木部港湾空港課長	大 藪 昌 吾
〃	鹿児島県土木部参事(兼)建築課長	渡 島 秀 夫
〃	鹿児島県総務部広報課長	川 村 和 彦
〃	鹿児島県危機管理防災局危機管理防災課長	松 田 祐 介
〃	鹿児島県保健福祉部社会福祉課長	川 畑 哲 郎
〃	鹿児島県農政部農地保全課長	寺 園 直 幸
幹事 15名		

警報・注意報発表基準一覧表

鹿児島県気象台管内)		鹿児島地方気象台				鹿児島県				名瀬測候所			
鹿児島管内		薩摩地方		指宿川辺		奄美		大隅地方		種子島・屋久島地方		奄美地方	
中野村等を中心とした地域		川島・短良		朝島		指宿川辺		大隅地方		種子島地方		北部	
大隅		出水・伊佐		朝島		指宿川辺		奄美		種子島地方		南部	
洪水		出水・伊佐		朝島		指宿川辺		奄美		種子島地方		南部	
豪雨(平均風速)	陸上 20m/s ^{*1} 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 八代海 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 25m/s 海上 25m/s	陸上 25m/s 海上 25m/s	陸上 25m/s 海上 25m/s
暴風(平均風速)	陸上 20m/s ^{*1} 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 八代海 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 20m/s 外海 20m/s 鹿児島湾 20m/s	陸上 25m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 25m/s 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 25m/s 海上 25m/s
大雪	外海 6.0m 鹿児島湾 2.5m	外海 6.0m 八代海 2.5m	外海 6.0m 鹿児島湾 2.5m	外海 6.0m 鹿児島湾 2.5m	外海 6.0m 鹿児島湾 2.5m	外海 6.0m 鹿児島湾 2.5m	外海 6.0m 鹿児島湾 2.5m	外海 6.0m 鹿児島湾 2.5m	外海 6.0m 鹿児島湾 2.5m	外海 6.0m 鹿児島湾 2.5m	6.0m	6.0m	6.0m
強風(平均風速)	陸上 12m/s ^{*3} 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 八代海 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s ^{*4} 外海 12m/s ^{*4} 鹿児島湾 12m/s ^{*4}	陸上 15m/s 海上 15m/s	陸上 15m/s 海上 15m/s	陸上 15m/s 海上 15m/s
風雪(平均風速)	陸上 12m/s 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 八代海 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s 外海 12m/s 鹿児島湾 12m/s	陸上 12m/s ^{*4} 外海 12m/s ^{*4} 鹿児島湾 12m/s ^{*4}	陸上 15m/s 海上 15m/s 雪を伴う	陸上 15m/s 海上 15m/s 雪を伴う	陸上 15m/s 海上 15m/s
大雪	外海 2.5m 鹿児島湾 1.5m	外海 2.5m 八代海 1.5m	外海 2.5m 鹿児島湾 1.5m	外海 2.5m 鹿児島湾 1.5m	外海 2.5m 鹿児島湾 1.5m	外海 2.5m 鹿児島湾 1.5m	外海 2.5m 鹿児島湾 1.5m	外海 2.5m 鹿児島湾 1.5m	外海 2.5m 鹿児島湾 1.5m	外海 2.5m 鹿児島湾 1.5m	2.5m	2.5m	2.5m
豪雨	陸上 100m 外海 500m 鹿児島湾 500m	陸上 100m 外海 500m 八代海 500m	陸上 100m 外海 500m 鹿児島湾 500m	陸上 100m 外海 500m 鹿児島湾 500m	陸上 100m 外海 500m 鹿児島湾 500m	陸上 100m 外海 500m 鹿児島湾 500m	陸上 100m 外海 500m 鹿児島湾 500m	陸上 100m 外海 500m 鹿児島湾 500m	陸上 100m 外海 500m 鹿児島湾 500m	陸上 100m 外海 500m 鹿児島湾 500m	陸上 100m 外海 500m	陸上 100m 外海 500m	陸上 100m 外海 500m
記録的短時間大雨情報(時間雨量)	陸上 120mm	陸上 120mm	陸上 120mm	陸上 120mm	陸上 120mm	陸上 120mm	陸上 120mm	陸上 120mm	陸上 120mm	陸上 120mm	120mm	120mm	120mm

注 1. 鹿児島地方気象台の観測値は25m/sを目安とする。
 2. 大隅海峡の観測値は25m/sを目安とする。
 3. 鹿児島地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。
 4. 大隅海峡の観測値は15m/sを目安とする。

(別表1)大雨警報基準

令和8年2月5日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
鹿児島・日置	鹿児島市	25	141
	日置市	25	150
	いちき串木野市	21	151
出水・伊佐	阿久根市	18	148
	出水市	19	150
	伊佐市	23	183
	長島町	24	161
川薩・姶良	薩摩川内市	26	134
	霧島市	25	146
	姶良市	27	152
	さつま町	27	160
	湧水町	25	168
甌島	薩摩川内市甌島	17	144
指宿・川辺	枕崎市	28	178
	指宿市	25	175
	南さつま市	21	150
	南九州市	24	166
曾於	曾於市	25	155
	志布志市	23	157
	大崎町	22	174
肝属	鹿屋市	22	153
	垂水市	20	158
	東串良町	19	176
	錦江町	20	159
	南大隅町	22	144
	肝付町	22	168
種子島地方	西之表市	33	164
	三島村	26	148
	中種子町	31	171
	南種子町	28	194
屋久島地方	屋久島町	22	179
北部	奄美市	17	157
	大和村	13	187
	宇検村	17	162
	瀬戸内町	15	162
	龍郷町	14	170
	喜界町	18	156
南部	徳之島町	17	135
	天城町	18	130
	伊仙町	20	176
	和泊町	16	139
	知名町	16	137
	与論町	16	154
十島村	十島村	26	107

〔令和7年7月3日16時13分頃のトカラ列島近海の地震〕に伴い、以下の村に暫定基準を適用しています。
 [土壌雨量指数基準]
 令和7年7月3日 通常基準の7割:十島村

(別表2)洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
鹿児島・日置	鹿児島市	思川流域=13.1, 稲荷川流域=16.9, 甲突川流域=20.9, 新川流域=11.3, 永田川流域=16.3, 神之川流域=10.4	新川流域=(20, 6.3)	—
	日置市	江口川流域=11.4, 神之川流域=23.7, 伊作川流域=17.4, 大里川流域=15.4, 野田川流域=12.4, 長松川流域=11.4, 下谷口川流域=16.2	江口川流域=(11, 10.2), 神之川流域=(19, 18.6), 大里川流域=(11, 13.8), 野田川流域=(11, 11.1)	—
	いちき串木野市	五反田川流域=12.7, 八房川流域=18.2, 大里川流域=16.6	大里川流域=(9, 14.9)	—
出水・伊佐	阿久根市	折口川流域=12.2, 高松川流域=19.2	—	—
	出水市	野田川流域=24.5, 平良川流域=18, 米之津川流域=41.4, 高尾野川流域=18.2, 鍋野川流域=20.2	米之津川流域=(16, 29.7)	—
	伊佐市	羽月川流域=29.2, 市山川流域=14.9	川内川流域=(12, 43), 羽月川流域=(9, 26.1), 市山川流域=(9, 13.4)	川内川上流部[栗野橋]
	長島町	汐見川流域=12.3, 指江川流域=10.3, 小浜川流域=10.6	—	—
川薩・始良	薩摩川内市	高城川流域=17, 田海川流域=14.1, 樋渡川流域=12.1, 久富木川流域=19, 平佐川流域=9.9, 市比野川流域=19.2, 隈之城川流域=20.6	川内川流域=(24, 65.5), 市比野川流域=(12, 15.9), 隈之城川流域=(12, 18.5)	川内川下流部[宮之城・川内]
	霧島市	天降川流域=43, 手籠川流域=14.7, 霧島川流域=24.4, 中津川流域=13.9, 石坂川流域=17.5, 久留味川流域=12, 万膳川流域=13.1, 郡田川流域=11.6, 小谷川流域=12.4, 検校川流域=22.4	天降川流域=(15, 38.9), 郡田川流域=(13, 10.4)	—
	始良市	網掛川流域=23.3, 思川流域=21.8, 宇曾ノ木川流域=15, 山田川流域=15.8, 別府川流域=25	—	—
	さつま町	久富木川流域=21, 穴川流域=18.8, 夜星川流域=7.4	川内川流域=(12, 73.4)	川内川下流部[宮之城]
	湧水町	綿打川流域=7.5	川内川流域=(13, 27.8)	川内川上流部[栗野橋]
	甌島	薩摩川内市甌島	—	—
指宿・川辺	枕崎市	花渡川流域=16.4, 中洲川流域=10.1	花渡川流域=(26, 14.7), 中洲川流域=(12, 8)	—
	指宿市	二反田川流域=13.7	—	—
	南さつま市	堀川流域=14, 大谷川流域=15.2, 大浦川流域=11.9	万之瀬川流域=(18, 38.4), 加世田川流域=(20, 12.4), 大谷川流域=(12, 14.7)	万之瀬川水系万之瀬川・加世田川[万之瀬橋・日新橋]
	南九州市	大谷川流域=13.1, 永里川流域=14, 麓川流域=15.5	万之瀬川流域=(9, 35.1), 大谷川流域=(9, 12.6), 永里川流域=(9, 12.6), 麓川流域=(9, 13.9)	万之瀬川水系万之瀬川・加世田川[大渡橋]
曾於	曾於市	大淀川流域=20, 横市川流域=19.8, 溝之口川流域=14.2, 菱田川流域=22.2, 前川流域=17.1, 月野川流域=22.3	菱田川流域=(24, 15.8)	—
	志布志市	菱田川流域=47.1, 福島川流域=15.7, 前川流域=22, 安楽川流域=30.8, 尾野見川流域=19.1	菱田川流域=(11, 42.3), 安楽川流域=(9, 27.7)	—
	大崎町	汐入川流域=7.7, 梅ヶ渡川流域=13.7, 田原川流域=18, 持留川流域=13.3	持留川流域=(13, 11.9)	—

(別表2)洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
肝属	鹿屋市	串良川流域=28, 南木川流域=9.9, 下谷川流域=10.6, 大鳥川流域=16.7, 高須川流域=18.8	串良川流域=(12, 22.3)	肝属川水系[俣瀬・王子橋・豊栄・高山橋・ 始良橋]
	垂水市	本城川流域=22.1, 井川流域=12	本城川流域=(10, 19.8), 井川流域=(10, 10.8)	—
	東串良町	汐入川流域=14.9	肝属川流域=(15, 42.1)	肝属川水系[俣瀬・豊栄・高山橋]
	錦江町	雄川流域=21.8, 神ノ川流域=20.1	—	—
	南大隅町	雄川流域=36.9	雄川流域=(12, 34.1)	—
	肝付町		肝属川流域=(13, 46.3), 高山川流域=(13, 26.1)	肝属川水系[俣瀬・豊栄・高山橋]
種子島地方	西之表市	甲女川流域=16.4	—	—
	三島村		—	—
	中種子町	大渡瀬川流域=13	—	—
	南種子町	郡川流域=15	—	—
屋久島地方	屋久島町	安房川流域=21.9, 宮之浦川流域=27.9	—	—
北部	奄美市	屋仁川流域=9.5, 役勝川流域=17.3, 住用川流域=20.5, 大川流域=20.3	役勝川流域=(8, 15.5)	—
	大和村	大和川流域=13.8	大和川流域=(7, 12.9)	—
	宇検村	河内川流域=17	河内川流域=(8, 15.3)	—
	瀬戸内町	阿木名川流域=11.6	阿木名川流域=(6, 8.9)	—
	龍郷町	中勝川流域=6.5	中勝川流域=(8, 5.8)	—
	喜界町		—	—
南部	徳之島町	亀徳川流域=8.4	—	—
	天城町	秋利神川流域=15.4	—	—
	伊仙町	鹿浦川流域=13.7	—	—
	和泊町		—	—
	知名町		—	—
	与論町		—	—
十島村	十島村		—	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3)大雨注意報基準

令和8年2月5日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
鹿児島・日置	鹿児島市	16	93
	日置市	14	99
	いちき串木野市	12	99
出水・伊佐	阿久根市	11	103
	出水市	13	105
	伊佐市	12	128
	長島町	10	112
川薩・姶良	薩摩川内市	15	93
	霧島市	17	102
	姶良市	14	106
	さつま町	16	112
	湧水町	14	117
甌島	薩摩川内市甌島	11	100
指宿・川辺	枕崎市	16	117
	指宿市	18	115
	南さつま市	16	99
	南九州市	12	109
曾於	曾於市	17	105
	志布志市	12	106
	大崎町	17	118
肝属	鹿屋市	15	104
	垂水市	13	107
	東串良町	14	119
	錦江町	13	108
	南大隅町	15	97
	肝付町	17	114
種子島地方	西之表市	18	123
	三島村	15	111
	中種子町	16	128
	南種子町	16	145
屋久島地方	屋久島町	16	134
北部	奄美市	10	108
	大和村	9	129
	宇検村	11	111
	瀬戸内町	8	111
	龍郷町	10	117
	喜界町	13	107
南部	徳之島町	11	93
	天城町	9	89
	伊仙町	11	121
	和泊町	10	95
	知名町	12	94
	与論町	13	106
十島村	十島村	18	74

〔令和7年7月3日16時13分頃のトカラ列島近海の地震〕に伴い、以下の村に暫定基準を適用しています。
 [土壌雨量指数基準]
 令和7年7月3日 通常基準の7割:十島村

(別表4) 洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
鹿児島・日置	鹿児島市	思川流域=7.9, 稲荷川流域=13.5, 甲突川流域=16.7, 新川流域=7.1, 永田川流域=13, 神之川流域=8.3	思川流域=(10, 7.9), 甲突川流域=(14, 16.7), 新川流域=(8, 5.7), 永田川流域=(8, 13)	—
	日置市	江口川流域=9.1, 神之川流域=18.9, 伊作川流域=13.9, 大里川流域=12.3, 野田川流域=9.9, 長松川流域=9.1, 下谷口川流域=12.9	江口川流域=(7, 9.1), 神之川流域=(11, 15.4), 大里川流域=(11, 10.1), 野田川流域=(7, 9.9)	—
	いちき串木野市	五反田川流域=10.1, 八房川流域=14.5, 大里川流域=13.2	大里川流域=(6, 13.2)	—
出水・伊佐	阿久根市	折口川流域=9.7, 高松川流域=15.3	折口川流域=(5, 9.7), 高松川流域=(10, 13.3)	—
	出水市	野田川流域=19.6, 平良川流域=14.4, 米之津川流域=33.1, 高尾野川流域=14.5, 鍋野川流域=16.1	米之津川流域=(6, 26.7), 高尾野川流域=(6, 14.5)	—
	伊佐市	羽月川流域=23.3, 市山川流域=11.9	川内川流域=(12, 38.1), 羽月川流域=(6, 23.2), 市山川流域=(6, 11.9)	川内川上流部[栗野橋]
	長島町	汐見川流域=9.8, 指江川流域=8.2, 小浜川流域=8.4	汐見川流域=(5, 9.8), 小浜川流域=(5, 8.4)	—
川薩・始良	薩摩川内市	高城川流域=13.6, 田海川流域=11.2, 樋渡川流域=9.6, 久富木川流域=15.2, 平佐川流域=7.9, 市比野川流域=15.3, 隈之城川流域=16.4	川内川流域=(11, 59), 高城川流域=(7, 13.6), 市比野川流域=(7, 14.3), 隈之城川流域=(7, 16.4)	川内川下流部[宮之城・川内]
	霧島市	天降川流域=34.4, 手籠川流域=11.7, 霧島川流域=19.5, 中津川流域=11.1, 石坂川流域=14, 久留味川流域=9.6, 万膳川流域=10.4, 郡田川流域=9.2, 小谷川流域=9.9, 検校川流域=17.9	天降川流域=(15, 34.4), 手籠川流域=(8, 11.7), 霧島川流域=(14, 15.6), 久留味川流域=(16, 9.6), 郡田川流域=(13, 7.4), 検校川流域=(8, 17.9)	—
	始良市	網掛川流域=18.6, 思川流域=17.4, 宇曾ノ木川流域=12, 山田川流域=12.6, 別府川流域=20	—	—
	さつま町	久富木川流域=16.8, 穴川流域=15, 夜星川流域=5.9	川内川流域=(10, 55.2)	川内川下流部[宮之城]
	湧水町	綿打川流域=6	川内川流域=(7, 25)	川内川上流部[栗野橋]
	甑島	薩摩川内市甑島	—	—
指宿・川辺	枕崎市	花渡川流域=13.1, 中洲川流域=7.1	花渡川流域=(8, 13.1), 中洲川流域=(12, 5.7)	—
	指宿市	二反田川流域=10.9	二反田川流域=(14, 10.5)	—
	南さつま市	堀川流域=11.2, 大谷川流域=12.1, 大浦川流域=9.5	万之瀬川流域=(13, 27.3), 加世田川流域=(13, 8.8), 大谷川流域=(12, 9.7)	万之瀬川水系万之瀬川・加世田川[万之瀬橋・日新橋]
	南九州市	大谷川流域=10.4, 永里川流域=11.2, 麓川流域=12.4	万之瀬川流域=(6, 31.6), 大谷川流域=(6, 10.4), 永里川流域=(6, 11.2), 麓川流域=(6, 12.4)	万之瀬川水系万之瀬川・加世田川[大渡橋]
曾於	曾於市	大淀川流域=16, 横市川流域=15.8, 溝之口川流域=11.3, 菱田川流域=17.7, 前川流域=13.6, 月野川流域=17.8	大淀川流域=(8, 16), 溝之口川流域=(14, 10), 菱田川流域=(14, 13.5)	—
	志布志市	菱田川流域=37.6, 福島川流域=12.5, 前川流域=17.6, 安楽川流域=24.6, 尾野見川流域=15.2	菱田川流域=(10, 37.6), 前川流域=(7, 16.6), 安楽川流域=(6, 24.6)	—
	大崎町	汐入川流域=6.1, 梅ヶ渡川流域=10.9, 田原川流域=14.4, 特留川流域=10.6	特留川流域=(5, 10.6)	—

(別表4) 洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
肝属	鹿屋市	串良川流域=22.4, 南木川流域=7.9, 下谷川流域=8.4, 大島川流域=13.3, 高須川流域=15	串良川流域=(7, 20.1), 南木川流域=(7, 7.9)	肝属川水系[俣瀬・王子橋・豊栄・始良橋]
	垂水市	本城川流域=17.6, 井川流域=9.6	本城川流域=(6, 17.6), 井川流域=(6, 9.6)	—
	東串良町	汐入川流域=11.9	肝属川流域=(13, 37.6), 汐入川流域=(7, 11.1), 串良川流域=(13, 26)	肝属川水系[俣瀬・豊栄]
	錦江町	雄川流域=17.4, 神ノ川流域=16	神ノ川流域=(6, 16)	—
	南大隅町	雄川流域=29.5	雄川流域=(12, 25.3)	—
	肝付町		肝属川流域=(8, 36.7), 高山川流域=(8, 20.3)	肝属川水系[俣瀬・豊栄・高山橋]
種子島地方	西之表市	甲女川流域=13.1	—	—
	三島村		—	—
	中種子町	大渡瀬川流域=10.4	—	—
	南種子町	郡川流域=12	—	—
屋久島地方	屋久島町	安房川流域=17.5, 宮之浦川流域=22.3	—	—
北部	奄美市	屋仁川流域=7.6, 役勝川流域=13.8, 住用川流域=16.4, 大川流域=16.2	役勝川流域=(5, 13.8), 住用川流域=(5, 16.4), 大川流域=(5, 16.2)	—
	大和村	大和川流域=11	大和川流域=(5, 8.8)	—
	宇検村	河内川流域=13.6	河内川流域=(5, 13.6)	—
	瀬戸内町	阿木名川流域=9.2	阿木名川流域=(5, 8)	—
	龍郷町	中勝川流域=5.2	中勝川流域=(8, 4.2)	—
	喜界町		—	—
南部	徳之島町	亀徳川流域=6.7	—	—
	天城町	秋利神川流域=12.3	—	—
	伊仙町	鹿浦川流域=10.9	—	—
	和泊町		—	—
	知名町		—	—
	与論町		—	—
十島村	十島村		—	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5) 高潮警報・注意報基準

令和5年1月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
鹿児島・日置	鹿児島市	2.3m	1.9m
	日置市	2.6m	1.9m
	いちき串木野市	2.4m	1.9m
出水・伊佐	阿久根市	(外海側)*1 2.4m	1.9m
		(八代海側)*2 2.6m	2.3m
	出水市	2.4m	2.1m
	伊佐市	—	—
	長島町	(外海側)*3 2.4m	1.9m
		(八代海側)*4 2.4m	2.1m
川薩・姶良	薩摩川内市	2.1m	1.9m
	霧島市	2.7m	1.9m
	姶良市	2.7m	1.9m
	さつま町	—	—
	湧水町	—	—
甌島	薩摩川内市甌島	2.3m	1.9m
指宿・川辺	枕崎市	2.7m	1.9m
	指宿市	2.2m	1.9m
	南さつま市	2.7m	1.9m
	南九州市	2.4m	1.9m
曾於	曾於市	—	—
	志布志市	2.1m	1.9m
	大崎町	2.3m	1.9m
肝属	鹿屋市	2.5m	1.9m
	垂水市	2.3m	1.9m
	東串良町	2.4m	1.9m
	錦江町	2.4m	1.9m
	南大隅町	2.4m	1.9m
	肝付町	2.1m	1.8m
種子島地方	西之表市	2.2m	2.0m
	三島村	2.2m	2.0m
	中種子町	2.3m	2.0m
	南種子町	2.2m	2.0m
屋久島地方	屋久島町	2.2m	2.0m
北部	奄美市	1.9m	1.5m
	大和村	2.4m	1.5m
	宇検村	1.8m	1.3m
	瀬戸内町	1.8m	1.3m
	龍郷町	2.1m	1.5m
	喜界町	2.0m	1.5m
南部	徳之島町	2.7m	1.5m
	天城町	2.3m	1.5m
	伊仙町	2.3m	1.5m
	和泊町	2.6m	1.5m
	知名町	2.8m	1.5m
	与論町	2.6m	1.5m
十島村	十島村	2.1m	1.5m

*1 阿久根市外海側:阿久根市八代海側を除く地域

*2 阿久根市八代海側:黒之瀬戸大橋以東の地域

*3 長島町外海側:黒之瀬戸大橋から鳴瀬鼻までの西側の地域

*4 長島町八代海側:長島町外海側を除く地域

津波警報事項等

津波警報事項等の種類及び内容・発表機関・予報区・通知要領等は以下のとおりである。

(1) 発表機関

気象庁

(2) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区に対して発表する。なお、大津波警報を津波特別警報に位置づける。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

(3) 津波予報区

鹿児島県沿岸の属する津波予報区は、第2表のとおりである。

(4) 通知要領

① 鹿児島県地方気象台からの津波警報事項等の伝達基準は、鹿児島県東部、鹿児島県西部、種子島・屋久島地方、奄美群島・トカラ列島、有明・八代海、熊本県天草灘沿岸、宮崎県の7つの津波予報区のいずれかに対して津波警報等が発表された場合とする。

② 津波警報事項等の通知は、防災情報提供システムで加入機関に通知する。

（障害の場合は、FAX・電話等による）

第1表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(5) 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

第2表 鹿児島県沿岸の属する津波予報区

津波予報区	鹿児島県東部	鹿児島県西部	種子島・屋久島地方	奄美群島・トカラ列島
区 域	鹿児島県 (佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。)	鹿児島県 (佐多岬南端以北の太平洋沿岸、西之表市、奄美市、熊毛郡、大島郡、鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。)	鹿児島県 (西之表市、熊毛郡及び鹿児島郡三島村に限る。)	鹿児島県 (奄美市、大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。)
鹿児島県沿岸市町村名	志布志市 大崎町 東串良町 肝付町 南大隅町	鹿児島市 日置市 いちき串木野市 出水市 阿久根市 長島町 薩摩川内市 霧島市 始良市 垂水市 鹿屋市 錦江町 南大隅町 指宿市 南九州市 南さつま市 枕崎市	西之表市 中種子町 南種子町 三島村 屋久島町	奄美市 龍郷町 喜界町 大和村 宇検村 瀬戸内町 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町 十島村

鹿児島県の細分区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
さつまほう 薩摩地方	いずみ いさ 出水・伊佐	あくねし いずみし いさし ながしまちょう 阿久根市、出水市、伊佐市、長島町
	せんさつ あいら 川薩・始良	さつませんだいし きりしまし あいらし ちよう ゆうすいちょう 薩摩川内市※1、霧島市、始良市、さつま町、湧水町
	こしきしま 甑島	さつませんだいしこしきしま 薩摩川内市 甑島※2
	かごしま ひおき 鹿児島・日置	かごしまし くしきのし ひおきし 鹿児島市、いちき串木野市、日置市
	いぶすき かわなべ 指宿・川辺	まくらぎし いぶすきし みなみ し みなみきゆうしゆうし 枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
おおすみちほう 大隅地方	そお 曾於	そおし しぶしし おおさきちょう 曾於市、志布志市、大崎町
	きもつき 肝属	かのやし たるみずし きもつきちょう ひがしくしらちょう きんこうちょう みなみおおすみちょう 鹿屋市、垂水市、肝付町、東串良町、錦江町、南大隅町
たねがしま 種子島・ やくしまちほう 屋久島地方	たねがしまちほう 種子島地方	にしのおもてし みしまむら なかたねちょう みなみたねちょう 西之表市、三島村、中種子町、南種子町
	やくしまちほう 屋久島地方	やくしまちょう 屋久島町
あまみちほう 奄美地方	としまむら 十島村	としまむら 十島村
	ほくぶ 北部	あまみし やまとそん うけんそん せとうちちょう たつごうちょう きかいちょう 奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町
	なんぶ 南部	とくのしまちょう あまぎちょう いせんちょう わだまりちょう ちなちょう よろんちょう 徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

※1：甑島の区域を除く

※2：鹿島町、上甑町、里町及び下甑町に限る

